



様式第3号（表面）

（日本工業規格A列4）

届出制手数料届出書
~~届出制手数料変更届出書~~

① 平成31年3月25日

厚生労働大臣 殿

株式会社 DS テクノロジーズ

（ふりがな） だいはうとりしまりやくしやちよう さかもと やすひる

②届出者 氏 名 代表取締役社長 阪本 安廣

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許 可 番 号	13-2-310802
④氏 名 又 は 名 称	株式会社 DS テクノロジーズ
⑤所 在 地	〒104-0032 電話03(3537)6980 東京都中央区八丁堀二丁目20番8号
⑥適用開始・変更予定日	年 月 日
⑦届出・変更届出内容	別紙手数料表による
⑧備 考	担当者 経営管理部 ゼネラルマネジャー 村田 純一 (03) 3537-6980

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 <u>50,000円</u>
	活動1日あたり <u>50,000円</u>
	(または、活動1時間あたり) <u>5,000円</u>
	上記のうちどちらか高い方とする。
	成功報酬
	①期間の定めのない雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている年収額）の <u>30%</u> とする。
	③期間の定めのある雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）総額の <u>30%</u> とする。

上記手数料負担者は 求人者 となります。
上記手数料には、消費税が含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 13-2-310802

事業所の名称及び所在地 株式会社 DS テクノロジーズ
東京都中央区八丁堀 2-20-8 八丁堀綜通ビル 5F